

(参考資料) 地下水の水質汚濁に係る環境基準 (令和7年3月31日時点)
 (平成9年3月13日環境庁告示第10号 最終改正 令和3年10月7日環境省告示第63号)

項目	環境基準値	測定方法
カドミウム	0.003 mg/L以下	日本産業規格 (以下「規格」という。) K0102の55.2、55.3又は55.4に定める方法
全シアン	検出されないこと	規格K0102の38.1.2及び38.2に定める方法、規格K0102の38.1.2及び38.3に定める方法又は規格K0102の38.1.2及び38.5に定める方法又は昭和46年環境庁告示第59号(以下「公共用水域告示」という。)付表1に掲げる方法
鉛	0.01 mg/L以下	規格K0102の54に定める方法
六価クロム	0.02 mg/L以下	規格K0102の65.2 (規格K0102の65.2.2及び65.2.7を除く。) に定める方法 (ただし、次の1から3までに掲げる場合にあっては、それぞれ1から3までに定めるところによる。) 1 規格K0102の65.2.1に定める方法による場合は、原則として光路長50mmの吸収セルを用いること。 2 規格K0102の65.2.3、65.2.4又は65.2.5の備考11b) に定める方法による場合、試料に、その濃度が基準値相当分 (0.02mg/L) 増加するように六価クロム標準液を添加して添加回収率を求め、その値が70～120%であることを確認すること。 3 規格K0102の65.2.6に定める方法により汽水又は海水を測定する場合、2に定めるところによるほか、規格K0170-7の7のa) 又はb)に定める操作を行うこと。
ひ素	0.01 mg/L以下	規格K0102の61.2、61.3又は61.4に定める方法
総水銀	0.0005 mg/L以下	公共用水域告示付表2に掲げる方法
アルキル水銀	検出されないこと	公共用水域告示付表3に掲げる方法
P C B	検出されないこと	公共用水域告示付表4に掲げる方法
ジクロロメタン	0.02 mg/L以下	規格K0125の5.1、5.2又は5.3.2に定める方法
四塩化炭素	0.002 mg/L以下	規格K0125の5.1、5.2、5.3.1、5.4.1又は5.5に定める方法
塩化ビニルモノマー	0.002 mg/L以下	平成9年3月13日環境庁告示第10号付表に掲げる方法
1,2-ジクロロエタン	0.004 mg/L以下	規格K0125の5.1、5.2、5.3.1又は5.3.2に定める方法
1,1-ジクロロエチレン	0.1 mg/L以下	規格K0125の5.1、5.2又は5.3.2に定める方法
1,2-ジクロロエチレン	0.04 mg/L以下	シス体にあつては規格K0125の5.1、5.2又は5.3.2に定める方法、トランス体にあつては、規格K0125の5.1、5.2又は5.3.1に定める方法
1,1,1-トリクロロエタン	1 mg/L以下	規格K0125の5.1、5.2、5.3.1、5.4.1又は5.5に定める方法
1,1,2-トリクロロエタン	0.006 mg/L以下	同上
トリクロロエチレン	0.01 mg/L以下	同上
テトラクロロエチレン	0.01 mg/L以下	同上
1,3-ジクロロプロペン	0.002 mg/L以下	規格K0125の5.1、5.2又は5.3.1に定める方法
チウラム	0.006 mg/L以下	公共用水域告示付表5に掲げる方法
シマジン	0.003 mg/L以下	公共用水域告示付表6に掲げる方法
チオベンカルブ	0.02 mg/L以下	同上
ベンゼン	0.01 mg/L以下	規格K0125の5.1、5.2又は5.3.2に定める方法
セレン	0.01 mg/L以下	規格K0102の67.2、67.3又は67.4に定める方法
硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素	10 mg/L以下	硝酸性窒素にあつては規格K0102の43.2.1、43.2.3、43.2.5又は43.2.6に定める方法、亜硝酸性窒素にあつては規格K0102の43.1に定める方法
ふっ素	0.8 mg/L以下	規格K0102の34.1若しくは34.4に定める方法又は規格K0102の34.1c) (注(6)第三文を除く。) に定める方法 (懸濁物質及びイオンクロマトグラフ法で妨害となる物質が共存しない場合にあっては、これを省略することができる。) 及び告示付表7に掲げる方法
ほう素	1 mg/L以下	規格K0102の47.1、47.3又は47.4に定める方法
1,4-ジオキサン	0.05 mg/L以下	公共用水域告示付表8に掲げる方法

備考

- 1 基準値は年間平均値とする。ただし、全シアンに係る基準値については、最高値とする。
- 2 「検出されないこと」とは、測定方法の欄に掲げる方法により測定した場合において、その結果が当該方法の定量限界を下回ることをいう。
- 3 硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素の濃度は、規格K0102の43.2.1、43.2.3、43.2.5又は43.2.6により測定された硝酸イオンの濃度に換算係数0.2259を乗じたものと規格K0102の43.1により測定された亜硝酸イオンの濃度に換算係数0.3045を乗じたものの和とする。
- 4 1,2-ジクロロエチレンの濃度は、規格K0125の5.1、5.2又は5.3.2により測定されたシス体の濃度と規格K0125の5.1、5.2又は5.3.1により測定されたトランス体の濃度の和とする。

要監視項目及び指針値（令和7年3月31日時点）

（平成5年3月8日環境庁水質保全局長通知）
 （最終改正 令和2年5月28日環境省水・大気環境局長通知）

項目	指針値	測定方法
クロロホルム	0.06 mg/L以下	日本産業規格（以下「規格」という。）K0125の5.1、5.2又は5.3.1に定める方法
1,2-ジクロロプロパン	0.06 mg/L以下	同上
p-ジクロロベンゼン	0.2 mg/L以下	同上
イソキサチオン	0.008 mg/L以下	平成5年4月28日付け環水規第121号環境庁水質保全局水質規制課長通知（以下「平成5年通知」という。）付表1の第1又は第2に掲げる方法
ダイアジノン	0.005 mg/L以下	同上
フェニトロチオン（MEP）	0.003 mg/L以下	同上
イソプロチオラン	0.04 mg/L以下	同上
オキシ銅（有機銅）	0.04 mg/L以下	平成5年通知付表2に掲げる方法
クロタロニル（TPN）	0.05 mg/L以下	平成5年通知付表1の第1又は第2に掲げる方法
プロピザミド	0.008 mg/L以下	同上
EPN	0.006 mg/L以下	同上
ジクロロボス（DDVP）	0.008 mg/L以下	同上
フェノブカルブ（BPMC）	0.03 mg/L以下	同上
イプロベンホス（IBP）	0.008 mg/L以下	同上
クロルニトロフェン（CNP）	－	同上
トルエン	0.6 mg/L以下	規格K0125の5.1、5.2又は5.3.2に定める方法
キシレン	0.4 mg/L以下	同上
フタル酸ジエチルヘキシル	0.06 mg/L以下	平成5年通知付表3の第1又は第2に掲げる方法
ニッケル	－	規格K0102の59.3に定める方法又は平成5年通知付表4若しくは平成5年通知付表5に掲げる方法
モリブデン	0.07 mg/L以下	規格K0102の68.2に定める方法又は平成5年通知付表4若しくは平成5年通知付表5に掲げる方法
アンチモン	0.02 mg/L以下	平成16年3月31日付け環水企発第040331003号・環水土発第040331005号環境省環境管理局水環境部長通知（以下「平成16年通知」という。）付表5の第1、第2又は第3に掲げる方法
エピクロロヒドリン	0.0004 mg/L以下	平成16年通知付表2に掲げる方法
全マンガン	0.2 mg/L以下	規格K0102の56.2、56.3、56.4又は56.5に定める方法
ウラン	0.002 mg/L以下	平成16年通知付表4の第1又は第2に掲げる方法
ペフルオロオクタンスルホン酸(PFOS)及びペフルオロオクタン酸(PFOA)	50ng/L以下（暫定）	令和2年5月28日付け環水大水発第2005281号・環水大土第2005282号環境省水大気環境局長通知付表1に掲げる方法